

学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定

(最終改定 平成30年4月20日)

令和5年 4月 1日改訂

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)

はじめに

子どもたちが楽しい学校生活を送るためには、何よりも「安心できる」ことが大切である。学校が集団生活の場である以上、子ども同士や、子どもと教師の人間関係が良好であることが求められる。それが崩れてしまい、精神的にも身体的にも傷つき、悩み苦しんでいる状態が「いじめ」である。私たち村上小学校教職員は、子どもたちが安心して楽しい学校生活が送れるように、「いじめ」防止に、保護者・地域と一丸となって真摯に取り組んでいきたい。

本校は、学校目標「ともに手を取り、前進する児童」のもと、「学びに集中する子」「人を思いやって生活する子」「進んで運動する子」の育成を目指し、教育活動を積み重ねている。「わかった・できた」時の喜びを自信とし、もっと努力してみよう、次もがんばってみようという意欲を高め、さらに成長した自分に自己有能感を感じながら、ともに成長している仲間を認め合うことができるようにしていきたい。しかし、残念ながら自分に自信がもてなかったり、友達のよさに気付くことができなかつたりすることで、「不安や葛藤」「劣等感」「欲求不満」を感じ、結果として些細なことから人間関係が崩れる場合がある。そして、「言葉や行為によって相手に大きな苦痛を与える」いじめに発展してしまうことは否定できない。またそれが、目に見えにくい状況の中で深刻化していくという怖さも含んでいる。

私たちは、いじめ防止及びいじめの早期認知（発見）・早期解決・再発防止に向け、保護者・地域・関係機関等と連携し、様々な視点からの意見も組み入れた具体的方策に取り組むために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめゼロの学校を目指す。

1 基本理念について

(1) 基本理念

全職員が、いじめについて、

- ①子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす行為である。
- ②不登校や自殺など重篤な事態を引き起こす背景となる。
- ③携帯やパソコンの介在により、より一層認知（発見）できにくい。
- ④どこの学校のどの子においても起こり得ることである。
- ⑤誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである。

という共通認識に立ち、本基本方針に示された具体的方策を実践し、いじめの問題を克服し、「心身ともに健康な国民の育成」の場にふさわしい学校づくりを全力で取り組まなければならない。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

全教職員が、いじめの構造について、共通理解を図る。

- ①いじめは意識的かつ集団的に行われる。
- ②いじめられている子は、他者と関係を断ち切られる。
- ③ある個人を意図的に孤立させようとする集団構造が潜んでいる。
- ④いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」だけでなく「観衆(はやしたてたり面白がる集団)」と「傍観者(周辺で暗黙の了解を与える集団)」によって成立しており、学級集団全体の問題であること。

いじめを許さない学校づくりのために、日頃から丁寧な子ども理解に努めるとともに、子どもの発する小さなサインを見逃さず、被害児童の立場に立ってその情報を正確かつ丁寧に収集する。また、必要に応じて適切に情報提供し、協力して組織的にいじめ問題に取り組み、「安全で安心できる楽しい学校づくり」に全力を尽くしていく。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員, 対応内容

①日常組織(常設組織)

組織名称：いじめ防止委員会

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・担任

対応内容：情報交換, 早期認知(発見)・早期解決のための具体策の確認

②いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：緊急いじめ対策協議会

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・担任・該当児童学年主任(兄弟姉妹がいる場合はその学年主任)・養護教諭

※重大事態発生時は、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校評議員・PTA 会長・民生委員などの専門的な知識を有する者及び校長が必要と判断したものを加える。

対応内容：事案に関する事実確認, 情報の集約・共有, 指導や支援の具体策の決定, いじめに関する両者(加害者・被害者)への指導・支援, 保護者への支援・助言, 関係機関との連絡調整

(2) 教職員以外で招集することが考えられる構成員

- ①心理の専門的知識を有する者(スクールカウンセラー)
- ②福祉の専門的知識を有する者(スクールソーシャルワーカー)
- ③地域の実情を把握しているもの(民生児童委員)

※重大事案には、必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV(スクールカウンセラースーパーバイザー)の派遣を要請する。また、状況により市教委と相談し派遣を要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①児童

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間を通して行う。千葉県いじめゼロ宣言の4つの勇気「やめる勇気」「はなす勇気」「とめる勇気」「みとめる勇気」を定着させていく。
- ・児童会を中心として人権について呼びかけ、一人一人を大切にする気持ちをもつ機会を作り、啓発活動を行っていく。
- ・ポスター掲示等、いじめは許されない行為であるという認識を高める。
- ・タブレットを扱う際には、個人情報情報の漏洩の危険や扱い方によって相手を傷つけることがあることを十分に理解させ、情報を取り入れたり発信したりすることを事前に指導する。

②保護者

- ・年度始め(4月)に保護者向け「学校いじめ防止基本方針(抜粋)」を配付することでいじめに対する考え方、予防方法、相談体制、発生時の対処方法などについて共通理解を図る。また、授業参観や懇談会、および日々の連絡において、いつでもいじめの加害者・被害者になりうるという考えをもって指導していくことの大切さを共有し、常に相手の気持ちを考えた行動ができるような指導を家庭と学校が一体となって指導できるように啓発する。
- ・いじめ発見シート(政府広報:文部科学省)を配布し、子どもの行動や態度の変化から、いじめのサインを発見することを促していく。
- ・タブレットを扱う際には、個人情報情報の漏洩の危険や扱い方によって相手を傷つけることがあることを家庭で確認してもらう。その上で子どもが端末をどのように扱い、利用しているのかを把握してもらうことでいじめに繋がるのを未然に防いでいく。

③地域、その他

- ・学校便りや本校ホームページにおいて、いじめの未然防止や早期発見への取組などについて紹介する。
- ・帰宅後の生活において、いじめの発見や好ましくない遊び等についての連絡や、関係機関への通報等の協力依頼を行う。

(2) 教職員について

① 日常の取組

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰は、児童のいじめを助長することにつながるとの共通認識をもって、お互いが切磋琢磨できる学校環境をつくる。
- ・児童の呼名については、一人一人を大切にしている心を教職員が示すことで、児童のいじめ防止に繋げる。
- ・管理職は、日常の授業参観を通して、担任と児童、児童と児童との好ましい人間関係の構築に寄与するよう働きかける。

② 研修

- ・人権尊重やいじめ問題等に関する研修を年2回（4月・8月）以上設け、教職員の意識の向上を図る。
- ・タブレット端末の扱いや学習に役立つアプリの研修を行い、教職員の技能や指導力向上に努める。

(3) 学習指導全般について

- ・道徳の授業の充実を図り、豊かな心と生命のつながりを大切にしている心を育み、一人一人の違いを認め、肯定的人間関係で結ばれた学級集団をつくる。
- ・生徒指導の機能を生かした授業を心がけ、一人一人の児童が「わかった」「できた」喜びを実感することができる学級経営を行う。
- ・さまざまな学習形態を工夫することにより、一人一人が活躍できるような授業展開に努める。ICT機器を利用した授業も積極的に行い、児童がICT機器を活用できるようにしていく。

(4) 道徳教育等について

道徳の時間における指導では、道徳的価値とのかかわらせ方を工夫し、道徳教育推進教師が中心となって、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する道徳」を意識した授業づくりを目指している。そのために、次の5つの視点で授業改善に取り組む。

- 多様な道徳の授業構想
- 魅力的な資料の選択・開発
- 授業を深める手立て
- 授業の終末の工夫
- 評価の工夫（教師・自己評価）

(5) 児童会活動等について

- ・人権について呼びかけ、全校でいじめを起こさない意識をもたせていく。
- ・子どもサミットや児童会活動で、地域との交流や地域への貢献活動を行い、自己有能感を高め、他者との交流の大切さを学ぶ機会をつくる。
- ・運動会等の行事を児童会が中心となって運営することで、心を一つにできる行事とする。
- ・各種集会活動や学校行事などの機会を利用して、多くの児童に役割を経験させ、自尊感情や所属感を高めるとともに、友達と協力することの大切さを学ぶ。

- ・異年齢集団活動（なかよし活動）を行い，他学年との交流を図る中で，高学年児童のリーダーシップの育成，規範意識やコミュニケーション能力を高める場を設ける。

(6) 課外クラブ活動，その他の活動について

- ・課外クラブ担当者会議において，担当者や活動期間・ねらいなどを共通理解し，児童のよりよい成長につながる活動となるようにする。
- ・日々の活動については，必要に応じ学年会（全教職員共通理解の場）で報告及び連絡調整を行い，児童の達成感や親和感が高まる活動にしていく。
- ・吹奏楽部の活動は，対象学年参加児童の実態に合わせそれぞれのねらいにそった活動を行う中で，教師と児童，児童と児童相互の信頼関係を培うようにする。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し，情報を共有して学校全体で注意深く見守り，日常的に適切に支援を行うとともに，保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い，いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- 発達障害を含む，障害のある児童等については，個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ，当該児童等のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童等，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については，性同一性障害や性的指向・性自認について，教職員への正しい理解の促進や，学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については，被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い，細心の注意を払いながら，被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に係るいじめについて
新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから，差別や偏見などに留意し，適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については，教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い，個人情報取り扱いを慎重に行う。また，感染児童等への心のケアを適切に行い，感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに，必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)

※例年「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施

②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

③八千代市教育委員会主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
イ 期日 令和5年6月頃予定
ウ 方法 児童対象 質問紙による
質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員
エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出
重大事態と判断される場合は直ちに報告
オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応
※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期認知（発見）
イ 期日 第1回 令和5年 6月頃予定
第2回 令和5年10月頃予定
第3回 令和6年 1月頃予定
ウ 方法 児童対象 学校独自質問紙による
エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ
報告
オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

⑤いじめ防止委員会主体の調査について（ちょこっと相談）

- ア 目的 いじめの早期認知（発見）と日頃の不安や悩み解消
イ 期日 毎月末に実施
ウ 方法 児童対象 学校独自質問紙による
エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ
報告
オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(2) 面談等によるいじめ事案の経過確認について

- ア 目的 いじめの早期解決とその経過の確認
イ 期日 第1回 令和5年 7月頃予定（個人面談）
第2回 令和5年10月頃予定（教育相談）
ウ 方法 (1) ④でいじめが認知された児童対象
エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

(3) 日常の取組について

- ・学校教育目標「ともに手を取り，前進する児童の育成」を具現化するために，日常の教育活動の中で，肯定的な人間関係づくりに積極的に取り組む。
- ・言葉や服装の乱れ，成績や家庭環境の変動等に常に注意を払い，いじめと

の因果関係はないか留意する。

- ・授業時間以外の時間における児童の人間関係について観察したり，一緒に活動したりすることによって，いじめとの関連がないか留意する。
- ・校長，教頭は日頃から教室訪問等を通して，児童の人間関係についての情報を積極的に収集するよう努める。

(4) 保護者への協力要請等について

- ・年度始めの授業参観懇談会等の機会を利用して，子どものことで些細なことであっても気がかりなことがある場合は，学校への連絡をお願いします。
- ・学校からも児童の人間関係について気になることがある場合は，家庭への報告を積極的に行う。
- ・教育相談日の活用について周知し，相談活動は全児童が健やかに成長するために欠かせない協力体制であることを，学校と家庭が共通認識するように努力する。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・相談窓口を教頭とするが，通報された事案には全職員で対応する。
- ・相談通報してきた児童には，誠実に対応することを心がける。

②学校以外

年度当初，全児童へ，SOS カード(指導課発行電話相談窓口連絡先)を配布する。また，次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を，児童と保護者に紹介する。

「おもな相談窓口（緊急）」

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

「おもな相談窓口（一般）」

機 関 名	電話	(休業日等詳細はHPでご確認下さい) 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00

八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00
千葉県子どもと親の サポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金)9:00～16:30 要予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30～17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

(2) 相談・通報に関する指導について

- ・全校児童に対し、いじめについて相談することや通報することは適切な行為であることを周知徹底する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は、事実確認が十分でなくとも報告する。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任, 教務主任
教頭→校長

(2) 対応について

①認知について

- ・報告を受けた担任は、いじめを受けていると思われる児童の心情を汲み取って、早期に情報収集する。
- ・いじめ防止委員会で、いじめとして対応すべき事案かどうかの判断をする。判断すべき情報が不足していると思われる場合には、組織でさらに情報の収集に努める。
- ・校長・教頭へ報告し、校長は、いじめの認知を判断する。

※学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し該当いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校いじめ対策組織に報告を行わない

ことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

②いじめと判断した後の対応

- ・ 緊急いじめ対策協議会において、具体的対応方法を考える。
- ・ いじめられている児童の心情を汲んだ対応を心がける。
- ・ 日常生活の上で、いじめられている児童が再びその対象となることがないように安全を確保する。
- ・ 担任や生徒指導部会が中心となって、いじめの実態を適切に把握する。
- ・ いじめられている児童の家庭はもちろんのこと、いじている側の家庭にも早期に情報を連絡するよう努め、早期の解決に努力する。
- ・ 事後観察を十分に行い、いじめの再発防止に努める。
- ・ いじめの内容によっては、関係諸機関への情報提供や協力依頼を行い、いじめの早期解決に努める。

③いじめの解消の定義

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】(国基本方針より)

1. いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。
2. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒はじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

7 指導について

(1) いじめを受けた児童へのケアや保護者への支援について

- ・ いじめを受けた児童の安全を確保することを第一に考え、安心感を与えるように対応する。

- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングをはじめとする心のケアを行うとともに、いじめを受けた児童の心の健康回復が早期に行えるよう組織での対応を心がける。
- ・いじめを受けた児童の保護者に対しては、事実が確認でき次第、家庭訪問や面談、電話連絡などによって事実関係を説明し、今後の対応について児童の心身両面の健康回復の方法を話し合い、解決に向けて連携を密にして取り組む。

(2) いじめを行った児童への指導や保護者への助言について

- ・いじめは人権を損なう行為であることを理解させるとともに、いじめを行ったことに対する責任の重大さを自覚させ、いかなる時も、友だちの人権を損なうようないじめは絶対に行ってはいけないことを指導する。
- ・いじめを行った児童の担任や関係教職員が家庭訪問や面談、電話連絡等を行って事実関係を報告するとともに、今後、同じ行為を再発させないために、どのように対応していくかを、具体的方策を示しながら、家庭との協力関係の中で、児童の指導にあたることを確認する。
- ・いじめの背景にあるものを探り、当該児童の心のケアを行う必要性についても留意する。
- ・必要に応じて八千代警察署等、関係機関と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・いじめに直接かかわらなくとも、いじめの事実を知っているながら止められない、通報できないことも間接的にいじめにかかわっていることを考えさせ、いじめられている立場に立って通報する勇気の大切さを指導する。
- ・必要に応じて、学年集会や全校集会を実施して、いじめの及ぼす影響について指導を行い、いじめが広がらないように適切に対応を行う。

8 重大事態への対処について

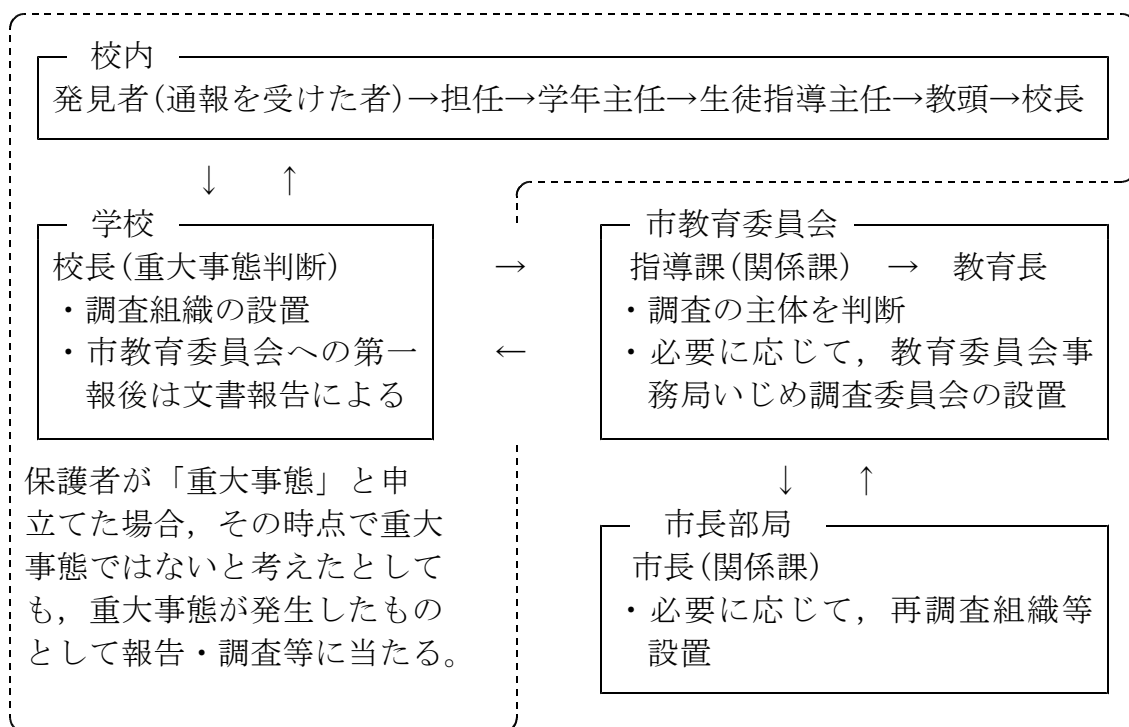
「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処に当たるものとする。

(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」には、「児童(生徒)が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



※校内報告・連絡体制は、状況に応じて変更あり。

※いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、警察へ相談・通報を行う。

(3) 対処について

①学校が調査の主体の場合

- ・学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。

なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表，点検，評価等について

(1) 公表について

- ①保護者向け「学校いじめ防止基本方針（抜粋）」配布（4月）
- ②学校ホームページへ掲載（5月上旬）

(2) 点検について

設置した組織において，いじめに関する調査・分析を行い，本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 令和6年1月頃

②学校評議員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 評議員会開催時

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。 令和6年2月頃

※学校評価でいじめ問題について扱う際には，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日常の児童等理解や教育相談体制，いじめの未然防止や早期発見の取組，いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応についてであることを教職員に周知徹底するとともに，いじめに限らず，学校の教育活動全体における生徒指導関連の取組状況や達成状況についても，評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

(4) 改訂について

本基本方針は，国や県，市の基本方針との整合性を図り，いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう，年度ごとに見直しを行い，必要に応じて改訂する。